

旅券の電子申請における留意事項
～申請の前に必ずお読みください～

令和6年3月8日
在釜山日本国総領事館領事部

旅券の電子申請において、申請者の方に補正を求めることが多い事例（申請者の方が間違えやすい事例）を取り纏めましたので、電子申請をされる際の参考にしてください。

なお、申請に際しては、事前に当館ホームページにて必要書類等につき必ずご確認くださいようお願い致します。

顔写真

○旅券用写真は、国際民間航空条約に基づき設置された国際機関である国際民間航空機関（ICAO）の勧告に基づき、その規格が厳しく定められています。規格に合致していない写真（不適当な写真）を用いることにより、旅券名義人との同一人性を確認することができず、出入国の際に不利益を被る可能性がありますので、規格に合致した写真を使用するようにしてください。

☆[旅券用写真についてのお知らせ](#)（外務省海外安全ホームページ）☆

○写真をスマートフォンで撮影したものをアップロードすると、どうしても画質が悪くなります。写真の電子データを直接アップロードするか、スマートフォンで新たに撮影した写真をアップロードするようにしてください。また、スマートフォンで撮影する場合には、背景や照明に注意し、背景に壁の様子が映り込んだり、照明による影ができないように注意して撮影してください。

☆[オンライン申請における顔写真及び自署画像の注意点](#)（外務省海外安全ホームページ）☆

○韓国では、証明写真を画像加工・処理することが一般的に行われています。画像加工・処理された写真は旅券用写真としては不適当ですので、フォトスタジオで撮影される際には、画像加工・処理は行わないように依頼してください。

所持人自署

○乳幼児等の申請において、所持人自署を法定代理人が代筆する場合には、申請者（旅券名義人）の氏名の下に代筆した方の氏名、申請者との関係及び代筆した旨を記入してください（例：外務太郎（父）代筆、by GAIMU Taro (Father)）。

☆[オンライン申請における顔写真及び自署画像の注意点](#)（外務省海外安全ホームページ）☆

法定代理人氏名及び署名（未成年の子の申請の場合）

○「法定代理人氏名」欄には法定代理人（日本人父または母）の氏名を、戸籍に記載されているとおりに日本語（楷書体）で入力してください。

○「法定代理人自署（画像）」欄には、法定代理人の署名（戸籍に記載されているとおりに日本語（楷書体）で記載）のみをアップロードしてください。申請者（旅券名義人）の氏名や申請者との関係は必要ありません。

氏名

○旅券面の氏名は、原則として戸籍に記載されている氏名を「[ヘボン式ローマ字](#)」で表記したのになります。

【参考】国際結婚された方、両親の何れかが外国籍である方、外国で出生された方、二重国籍の方等、身分上の理由がある場合で必要と認められるときは、「外国式の綴り（非ヘボン式ローマ字表記）」や「戸籍上の氏名表記の後に、戸籍に記載されている氏名以外の呼称を括弧書きで記載（別名併記、旧姓併記）」とすることができます。

本籍

- 本籍（市区郡以下）は番地まで正しく入力してください。
- 本籍とは「戸籍のある場所（戸籍の登録場所）」のことで、住所（住民票の届出を行っている場所。一般的には現在お住まいの場所）とは異なります。本籍がお分かりにならない場合には、戸籍謄本や本籍が記載された住民票を入手する等してご確認ください。なお、前回の旅券申請書に記載されている本籍と異なる場合には、戸籍謄本の提出を求めることがあります。

現住所

- 旅券申請時に実際にお住まいの住所（韓国に滞在されている方は韓国の住所）を、日本語乃至アルファベットで入力してください。

日本国内の緊急連絡先

- 日本における緊急連絡先となる方の氏名と連絡先、その方と申請者（旅券名義人）との関係を入力してください。未成年者の申請において、申請者（旅券名義人）ではなく、法定代理人と日本の緊急連絡先となる方との関係を記入される方が多く見られますのでご注意ください。

外国籍の有無

- 日本人と韓国人との間に出生した子は、出生により（父または母が韓国人であることにより）韓国籍をも取得しますので、「(外国籍) 取得年月日」は子の生年月日、「(外国籍) 取得方法は「外国籍の父または母の子として出生」となります。なお、韓国で出生したことにより韓国籍を取得することはありません。
- 上記以外の理由で韓国籍を取得している場合には、実際に取得した年月日及び取得した方法を入力・選択してください。

旅券面の氏名表記

- 非ヘボン式ローマ字表記や別名併記を希望される場合には、氏名の綴りが確認できる公的書類（韓国旅券、英語で発行された婚姻証明書や基本証明書等）、身分事項や同一人性が確認できる公的書類（婚姻証明書や基本証明書、（必要に応じ）戸籍謄本）の写真をアップロードしてください。なお、現在お持ちの旅券の氏名が、既に非ヘボン式ローマ字や別名併記で表記されている場合には省略することができます。
- また、旅券受領の際、これらの書類の原本を提出（提示）してください。

☆[旅券の別名併記制度について](#)（外務省海外安全ホームページ）☆

戸籍謄本

- 新規の申請や旅券面の記載事項に変更がある場合には、6か月以内に発行された戸籍謄本（原本）が必要になります。戸籍謄本の写真をアップロードするのではなく、必ず原本を領事窓口へ直接ご提出いただくか、書留郵便で領事部（旅券・証明係）まで郵送してください（普通郵便では郵送しないでください）。なお、複数の家族が同時に申請される場合には、戸籍謄本の通数は1通で構いません。

旅券の残存有効期間が1年以上ある場合

- 旅券の残存有効期間が1年以上残っている場合には、「[事情説明書兼確認書](#)」に必要事項をご記入の上、写真やPDFファイルをアップロードしてください。なお、旅券を受領する際、「事情説明書兼確認書」の原本を提出してください。

(了)